

小児薬物療法認定薬剤師制度
認定期限間近の研修等の受講単位請求の取扱いと認定について

平成 28 年 4 月 1 日
小児薬物療法研修委員会

小児薬物療法認定薬剤師制度実施要領で定める認定更新に係る受講単位請求の手続きについては「認定更新のための単位請求に係る手続等について」（平成 26 年 11 月 20 日）に定められているが、認定期限間近の研修等への参加、あるいは必須業務実績報告による受講単位請求の取扱い及びこれに伴う認定については以下のように定める。

1. 研修等への参加・その他の業務実績（必須業務実績報告以外）による受講単位請求

請求対象となる研修等は、認定期限内に参加等したものに限る。

認定期限後 1 ヶ月以内に日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」）に申請されたものに限り受付ける。

単位の交付が認められ、更新に必要な単位が満たされた場合の更新申請手続きは、研修センターから単位を受領してから 1 ヶ月以内に行うこと。

2. 必須業務実績報告による受講単位請求

評価対象となる業務実績は、介入終了年月日が認定期限内にある実績もしくは認定期限時点で経過観察中の実績に限る。

認定各年に介入終了年月日のある報告については、当該認定年の認定期限後 2 ヶ月以内に研修センターに申請されたものに限り評価の対象とする。単位の交付が認められ、更新に必要な単位が満たされた場合の更新申請手続きは、研修センターから単位を受領してから 1 ヶ月以内に行うこと。

単位の交付が認められなかった場合、修正しての再提出は結果通知から 1 ヶ月以内に行うこと。再提出で単位の交付が認められ、更新に必要な単位が満たされた場合の更新申請手続きは同様とする。

再提出でも単位交付が認められなかった場合の再々提出は認めない。

なお、上記手続により認定期限までに更新申請ができなかった場合、更新認定されるまでは認定が継続しているものとみなす。

更新要件が満たされた場合、上記 1 もしくは 2 の通り 1 ヶ月以内に申請を行うこととするが、更新認定された場合の認定期間の起算日は、通常に更新認定がなされた場合と同じ（認定期限の翌日から）とする。

（平成 29 年 4 月 1 日改正実施要領施行に伴い一部修正）